



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

日本証券業協会 説明資料

-第1回「株式新規上場引受に関する検討会」資料-

2016/12/15

日本証券業協会

1. 株券の新規上場時の主幹事就任規制に関する日証協規則

○ 「有価証券の引受け等に関する規則」で規定する内容

項目	規定する内容
第1章 総則	「目的」、「定義」
第2章 適切な引受け	
第1節 適切な引受けの実施	「適切な引受判断」、「払込日までの企業動向の把握」
第2節 引受体制の整備	「引受審査の独立性の確保」、「引受審査等に係る社内規則及び社内マニュアルの整備」、「社内記録の作成、保存」、「検査又は監査の実施」
第3節 反社会的勢力の排除	「反社会的勢力排除のための契約内容」、「反社会的勢力の排除」
第4節 親法人等又は子法人等の引受け	「主幹事会員となるための要件等」、「独立引受幹事会員となるための要件等」、「独立引受幹事会員の變更」
第5節 適切な引受審査の実施	「適切な引受審査」、「主幹事会員と他の引受会員の連携」、「主幹事会員の交代等があった場合の対応」、「引受審査終了後の対応」
第6節 引受審査項目等	「新規公開における引受審査項目」、「上場発行者による公募増資等における引受審査項目」、「社債券の引受審査項目」、「十分な引受審査」
第3章 発行者に対する確認及び開示要請	「資金使途の確認及び公表」、「株主等への剰余金の配当等の状況の公表」、「株価推移等の公表」、「有価証券届出書等への記載の要請」、「空売りに関する規制の目論見書への記載の要請」
第4章 公正な条件決定	「適正な条件決定」、「ブックビルディングによる価格等の決定」、「プレ・マーケティングによる発行価格等の決定」、「価格等の妥当性の確認」、「公開価格等の決定に係る社内規則及び社内マニュアルの整備」、「検査又は監査の実施」、「オーバーアロットメント」
第5章 コミットメント型ライツ・オフリング	「新株予約権証券等の取得状況の開示」、「議決権の行使制限」、「流動性の確保」
第6章 雑則	「引受けの報告等」、「上場発行者の役員による取引の場合の取扱い」、「情報漏えい等の場合の取扱い」、「引受けの条件」、「この規則によらない引受け等」、「海外発行についての準用」、「空売りに関する規制の説明」、「この規則の一部の適用除外」

株券の新規上場時の主幹事就任規制に関する日証協規則

(1) 独立引受幹事会員の要件



本協会「有価証券の引受け等に関する規則」第10条	左に相当する、「金融商品取引業等に関する内閣府令」第153条第1項第4号二等の規定
—	(1)有価証券の元引受けを行うことについて金融商品取引業の登録を受けていること
1 主幹事会員又は発行者(以下「主幹事会員等」という。)の親法人等又は子法人等でないこと。	(3)
2 主幹事会員等又はその親法人等若しくは子法人等の総株主等の議決権の100分の5以上の数の対象議決権(金商法第29条の4第2項に規定する対象議決権をいい、同条第4項の規定により保有しているものとみなされるものを含む。以下この条において同じ。)を保有していないこと。	(4)
3 その総株主等の議決権の100分の5以上の数の対象議決権を主幹事会員等又はその親法人等若しくは子法人等が保有していないこと。	(5)
4 次に掲げる者が主幹事会員等の取締役及び執行役(理事、監事その他これらに準ずる者を含む。以下この条において同じ。)並びにその代表権を有する取締役及び執行役の過半数を占めていないこと。 イ その役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この条において同じ。)及び主要株主(金商業等府令第91条第1項第2号に規定する主要株主をいう。) ロ イに掲げる者の親族(配偶者並びに二親等内の血族及び姻族に限る。) ハ 自己並びにイ及びロに掲げる者が、他の会社等(金商法施行令第15条の16第3項に規定する会社等をいう。以下同じ。)の総株主等の議決権の過半数の数の議決権を保有している場合における当該他の会社等及びその役員 ニ その役員であった者(役員でなくなった日から2年を経過するまでの者に限る。)及び使用人	(6)
5 その取締役及び執行役並びにその代表権を有する取締役及び執行役の過半数を主幹事会員等についての前4のイからニまでに掲げる者が占めていないこと。	(7)
6 発行決議日前5年以上株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券のいずれかの引受業務に従事し、かつ、発行決議日前2年以内に株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券のいずれかの主幹事会員としての実績があること。	・(2) ・「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」Ⅳ-3-2-2(2)②

➤ 本協会「有価証券の引受け等に関する規則」第9条第2項、同細則第2条から第4条

● [主幹事会員－独立引受幹事会員－発行者]の間で、以下の内容を含む引受審査の手續に係る契約を、上場申請の1か月以上前までに締結すること。

- ① 主幹事会社と独立引受幹事会員は、引受審査が公正かつ十分なものとなるよう協力して行うこと。
- ② 独立引受幹事会員は、主幹事会員と事務遂行上同等の権限を有し、引受審査の内容の妥当性に関する意見を、発行者に対し、又は対外的に意見表明が行えること。
※ この内容は「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」Ⅳ-3-2-2(2)①と同じ。
- ③ 発行者は、主幹事会員に提供する情報と同等の情報を独立引受幹事会員に提供すること。
- ④ 発行者は、独立引受幹事会員からのヒアリングに応ずること
- ⑤ 主幹事会員は、必要に応じて審査内容等について独立引受幹事会員に提供すること。
- ⑥ 発行価格等の決定は、公正かつ適切なものとなるよう、主幹事会員は独立引受幹事会員と協議した上で行うとともに、独立引受幹事会員に需要状況を提供すること。
- ⑦ 独立引受幹事会員が、引受審査の過程で、主幹事会員が行った引受審査の内容又は発行価格等の決定が不適切であると判断し、引受けを行わないことを決定した場合は、当該引受けが中止されること。
- ⑧ 後述P.9記載の独立引受幹事会員に追加、交代又は減少があった場合の取扱いについて
- ⑨ 主幹事会員及び独立引受幹事会員は、上の各事項が确实かつ十分に履行されたかどうか、募集の払込期日の翌日までに(中止した場合は速やかに)それぞれが確認した旨の書面を作成し、相互で5年間保管すること。

➤ 本協会「有価証券の引受け等に関する規則」第9条第2項

- ① 独立引受幹事会員が行う引受審査は、上場申請日の1か月以上前までに開始すること。
- ② 主幹事会社が行った引受審査の妥当性について、独立引受幹事会員に確認させること。
- ③ 独立引受幹事会員を発行価格等の決定に関与させ、主幹事会員が決定した発行価格等の妥当性について、独立引受幹事会員に確認させること。
- ④ 発行価格等は、協会規則又は金融商品取引所の規則に定めるブックビルディングにより決定されること。
- ⑤ 発行者の発表資料において規則で定める事項が公表されること。

- ブックビルディングによる価格等の決定(本協会「有価証券の引受け等に関する規則」第25条)
 - 引受会員は、ブックビルディングにより募集又は売出しに係る株券等の価格等の条件を決定する場合、当該ブックビルディングにより把握した投資者の需要状況に基づき、払込日までの期間に係る相場の変動リスク等を総合的に勘案して発行者又は売出人と協議するものとする。

- ブックビルディングの手続き(本協会「有価証券の引受け等に関する規則」に関する細則」第14条)
 - (1) 仮条件の決定(新規公開)
 - 引受会員は、次の事項を総合的に勘案して、発行者又は売出人と協議のうえ仮条件を決定
 - ・募集又は売出しに係る株券等の発行者の事業内容、財政状態及び経営成績
 - ・有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者の意見
 - ・その他仮条件の決定に関し参考となる資料及び意見
 - (2) 需要の調査
 - ① 需要の把握のための基本方針を定める。
 - ② ブックビルディングを担当する会員を定める。
 - ③ 当該基本方針に基づいて需要の調査を行う。
 - ④ 調査に当たっては、次に掲げる申告に該当することが明らかに見込まれるものを含めてはならない。
 - イ 投資者の需要に基づかない申告
 - ロ 配分を確保する目的をもって行われる過大な申告
 - ハ 一の投資者の同一の需要に基づく複数の申告
 - (3) 記録の保存
 - 需要の調査に係る記録を、書面又は電磁的方法等により、6か月間保存
 - (4) 需要の調査において、他の会員との申告の重複を発見した場合には、当該他の会員と協議するものとする。

▶ 東京証券取引所「有価証券上場規程施行規則」

(公開価格に係る仮条件の決定等)

第243条

新規上場申請者及び元引受取引参加者は、ブック・ビルディングを行う場合には、新規上場申請者の財政状態及び経営成績並びに有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者の意見その他の公開価格の決定に関し参考となる資料及び意見を総合的に勘案し、公開価格に係る仮条件(投資者の需要状況の調査を行うに際して投資者に提示する価格の範囲等をいう。)を決定するものとする。

2 新規上場申請者及び元引受取引参加者は、前項の規定により公開価格に係る仮条件を決定した場合には、直ちに当取引所が適当と認める方法により当該仮条件及び決定の理由等を書面により公表するとともに、当該書面の写しを当取引所に提出するものとする。

(需要状況の調査に含めてはならない需要)

第244条

元引受取引参加者は、ブック・ビルディングにより把握すべき需要状況に、次の各号に掲げる需要その他の上場前の公募等における配分の対象とならないことが明らかに見込まれる需要を含めてはならない。

- (1) 投資者の計算によらないことが明らかな需要
- (2) 一の投資者の計算による需要が重複して取り扱われる場合の当該重複する需要

(需要状況の調査の記録の保存等)

第245条

元引受取引参加者は、上場前の公募等の申込期間終了の日から5年間、当該上場前の公募等に係るブック・ビルディングにより把握した需要状況についての記録を保存するものとする。

2 元引受取引参加者のうち主たるものは、上場前の公募等の申込期間終了の日から5年間、当該上場前の公募等に係るブック・ビルディングにより把握した需要状況すべてを集約した結果についての記録を保存するものとする。

3 元引受取引参加者は、前2項の記録につき、当取引所が必要に応じて行う提出請求又は検査に応じなければならない。

4 前項の規定により当取引所に提出する書面は、名義のいかんを問わずその計算が実質的に帰属する者を対象として記載するものとする。

➤ 発表者の発表資料等における公表事項(本協会「有価証券の引受け等に関する規則」に関する細則」第5条第2項)

- ① 発行者の親法人等又は子法人等を主幹事会員とした旨
- ② 発行者と主幹事会員との関係の具体的内容
- ③ 価格等の決定に適切に関与した独立引受幹事会員の名称
- ④ 当該独立引受幹事会員が価格等の決定に当たり発行者から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容
- ⑤ 当該価格等の決定方法の具体的な内容

※ これらの事項は、「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式記載上の注意(11)dでも、有価証券届出書の「株式の引受け」欄に注記すべき事項として、掲げられている。

➤ 本協会「有価証券の引受け等に関する規則」第11条

独立引受幹事会員の追加(新たに独立引受幹事会員が加わること)、交代(すべての独立引受幹事会員が取り止め、かつ独立引受幹事会員が追加されること)又は減少(複数の独立引受幹事会員が置かれた場合において一部の独立引受幹事会員が取り止めること)があった場合は、当該引受けにおける主幹事会員は、次の各号に掲げるところにより、当該引受けを取り扱わなければならない。

- ・契約締結後発行決議日までの間に独立引受幹事会員の追加又は減少があった場合、その理由を確認し、引受けを行うかどうか判断すること。
- ・新たに就任する独立引受幹事会員は、(もともとの独立引受幹事会員と同様)上場申請日の1か月以上前までに引受審査を開始すること。
- ・発行決議日以後に独立引受幹事会員の追加があった場合、その理由を確認し、引受けを行うかどうか判断すること。
- ・発行決議日以後に独立引受幹事会員の交代又は減少があった場合、当該引受けを中止すること。

2. 海外における規制の概要

証券会社が発行会社の株式を保有している場合における 新規株式公開時の主幹事(引受)証券会社の就任に関するルール国際比較



	引受規制	開示規制
米国	引受会社グループが発行体の株式の10%以上を保有する場合、独立引受業者が公募書類等の作成に適切に関与。届出日の180日前の日以降に引受会社グループが取得した株式は、公募後、180日のロックアップの対象(FINRA規則)	引受会社グループが発行体の株式の10%以上を保有する場合、利益相反関係及び独立引受業者の役割並びに責任等について開示(FINRA規則)
EU・英国	新規株式公開時に限らない利益相反管理義務 (EU: MiFID1, 英国: FCA(金融行為規制機構)規則)	新規株式公開時に限らない利益相反関係の開示義務 (EU: MiFID1, 英国: FCA(金融行為規制機構)規則)
EU・英国 (今後の見通し)	一般的な利益相反管理義務のほか、新規株式公開時に主幹事会社と発行体が同一グループである場合の利益相反管理義務について規定 (MiFID2実施規則、2018年1月よりEU域内で施行予定)	新規株式公開時に限らない利益相反関係の開示義務 (MiFID2実施規則、2018年1月よりEU域内で施行予定)
香港	幹事会社のうち最低1社は独立主幹事(グループベースでの発行会社の株式保有5%以下等) (香港証券取引所(HKEX)規則)	発行会社からの独立性について(独立性を満たさない場合はその詳細について)取引所に提出 (香港証券取引所(HKEX)規則)
シンガポール	—	幹事会社と発行会社との間に重要な関係がある場合の開示義務(シンガポール通貨監督庁(MAS)規則)
日本	親子法人等が発行する有価証券公募の主幹事証券会社となることを原則禁止。独立引受幹事会社が発行価格の決定に関与しているものを禁止対象から除外(金商法、業府令)	独立引受幹事会社を置いた場合には、発行会社と主幹事会社との関係、発行価格決定に当たり発行会社から影響を受けないようにするために採った具体的な措置の内容等を開示(開示府令)